白井線 φ 3 5 0 mm送水管布設工事に係る測量業務委託 (その 2)

特記仕様書

平成27年

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

# 第 1 章 総 則

# 第1節 基本事項

- 1-1-1 適用範囲
  - 1. 本仕様書は、次の業務委託(以下「本業務委託」という。)に適用する。
  - (1)委託番号 調平27第1号
  - (2) 委託名 白井線 φ 3 5 0 mm送水管布設工事に係る測量業務委託(その2)
  - (3)委託箇所 白井市十余一42番地先~印西市高西新田11番地先及び 白井市平塚1823番地先~同市根10番地先
  - (4) 委託期限 契約日から平成28年3月10日限りとする。

# 1-1-2 業務委託の目的

1. 本業務委託受注者(以下「受注者」という。)は、組合の示す方針に従い送水管布設設計のため、測量図面を作成することを目的とする。

## 1-1-3 仕様書等の適用

- 1. 本業務委託を施行にあたって、業務委託契約書、本仕様書のほか以下を適用するものとする。
- (1) 設計図書
- (2) 測量業務共通仕様書 平成26年4月1日改訂版(千葉県)
- (3) その他公的な仕様書・各種指針

# 第2節 一般事項

- 1-2-1 費用の負担
  - 1. 業務に必要な費用は、本仕様書に特に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- 1-2-2 法令等の遵守
  - 1. 受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

# 1-2-3 業務の施行

1. 受注者は、組合の目的を十分理解したうえで、必要な知識と十分な経験を有する業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮できるよう努力するとともに正確丁寧にこれを行わなければならない。

# 1-2-4 中立性の保持

1. 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

# 1-2-5 秘密の保持

1. 受注者は、本業務委託の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1-2-6 担当技術者

- 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(業務主任技術者と兼務する者は除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 2. 測量業務における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

# 1-2-7 打合せ及び記録

1. 業務主任技術者は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議は、結果を速やかに記録し提出するものとする。

# 1-2-8 監督職員

1. 本業務委託は、組合職員(以下「監督職員」という。)が業務委託契約書、本仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うものとする。

受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

# 1-2-9 貸与資料

- 1. 本業務委託に必要となる資料のうち、組合が所有しているものはこれを貸与し、 その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料 については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供なら びに公開は、一切これを認めない。
- 2. なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

### 1-2-10 参考文献等の明記

1. 本業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

### 1-2-11 疑義の解釈

1. 受注者は、業務施行上と認められるもので、本仕様書に疑義が生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは内容に相互符号しない事項がある場合、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

### 1-2-12 事故の防止

1. 受注者は、現地調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

# 1-2-13 成果品の検査

- 1. 受注者は、業務完了後、業務主任技術者立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。
- 2. 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を 納入しなければならない。
- 3.業務完了後において、受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

# 1-2-14 成果品の帰属

1. 成果品の管理及び帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表するについては一切これを認めない。

#### 1-2-15 納期

1. 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち 完成したものについては、提出を求める場合がある

## 1-2-16 提出書類及び成果品

1. 提出書類

(1)	業務着手届	(契約後7日以内)	2 部
(2)	業務主任技術者選任通知書	(契約後7日以内)	2部
	経歴書、資格の写しを添付するこ	と。	
(3)	業務工程表	(契約後7日以内)	2部
(4)	業務カルテ(登録内容確認書)		
	(受注・変更・完了後	10日以内)	1 部
(5)	業務計画書	(契約後15日以内)	2部
(6)	身分証明書発行願い		2部

# 2. 成果品

(7)業務完了報告書

受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

「要領」で記載のない項目については、監督職員と協議のうえ決定するものと

(業務完了時)

2 部

する。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン・委託業務編」を参考にするものとする。

(1) 基準点網図 1式

(2) レベル500数値地形図(修正版) 1式

(3) 縦断面図 H=1/500,V=1/100 1式

1枚の中に上段に平面図、下段に縦断図を記載。

なお、縦断図は、15測点(300m)を基本とする。

(4) 横断面図 H=V=1/1001式1枚7点を基本とする。

(5) 測量計算諸簿(観測手簿・計算簿等) 1部

(6) 仮BMの点の記・現場写真 1部

(7) 打合せ議事録・作業日誌 1部

(8) その他監督職員が必要と認めたもの

## 1-2-17 その他

1. 測量並びに現地調査にあたっての土地の立ち入りは、地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう十分心がけなければならない。

# 第 2 章 業務の概要

# 第1節 業務の概要

# 2-1-1 業務概要

1. 本業務委託は、白井線  $\phi$  3 5 0 mm送水管布設工事に係る測量業務を委託するものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 打合せ協議 1 業務

(2) 基準点測量

• 3級基準点測量 2 点

· 4級基準点測量 7 6 点

(3) 地形測量

・既設図数値化レベル500 0.20km<sup>2</sup>

・数値地形図修正レベル500 0.20km<sup>2</sup>

(4) 路線測量

• 現地踏査 4. 00km

•中心線測量 4.00km

・仮 BM 設置測量 4.00 km

縦断測量4.00km

横断測量4.00km

(5) 用地測量(県水分岐箇所)

・公図等の転写

 $20, 000 \,\mathrm{m}^2$ 

・土地の登記記録調査

 $20, 000 \,\mathrm{m}^2$ 

公図等の連続図作成

 $20, 000 \,\mathrm{m}^2$ 

# 2-1-2 打合せ協議

- 1. 作業範囲及び作業量の確認をする。
- 2. 現地状況の確認をする。

# 2-1-3 基準点測量

1. 3級基準点測量は委託箇所の地形測量等に必要となる3級基準点を周囲の状況 等を考慮し、当該地形測量に係る始点・終点の適切な位置を選び設置するものと する。

なお、平成26年度に実施した測量業務委託(その1)で始点・終点に設置した3級基準点を使用するものとする。

2. 4級基準点測量は委託箇所の地形測量等に必要となる4級基準点を周囲の状況 等を考慮し、おおむね50m間隔で適切な位置を選び設置するものとする。

### 2-1-4 地形測量

1. 既設図数値化レベル500は、白井線 φ350mm送水管布設工事に係る平面図 (1/500)を作成するものであり、白井市・印西市が所有している道路台帳 図 (マイラー図面又は紙ベース)から数値化を行い現況平面図をデータ化するものである。

数値化の範囲は、延長4.00㎞、道路中心部から左右25mの範囲とする。

2. 数値地形図修正レベル500は、現況平面図をデータ化した後、現地調査を行い、表管類の位置を取得するものとする。

# 2-1-5 路線測量(認定市道部)

- 1. 測量の範囲は、指定された区間の中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量を行うものとする。
- 2. 現地踏査は、測量にあたって甲が計画した送水管布設路線に基づき、現地調査を行い、調査結果の要点及び問題点を図上に明示し、甲と協議の上指示を受けるものとする。
- 3. 中心線測量
- (1) 中心点には十字鋲等を打ち、かさには記号または番号を記入する。
- (2) 中心線の変化点も同様とする。
- (3) 測点間距離は原則として20mとするが、他の道との交差地点地形の変化が著しい箇所等は補助測点を設けなければならない。

測角、測距は十分な精度が得られるよう努力しなければならない。

4. 仮BM設置測量

- (1) 縦断測量及び横断測量に必要な水準点(仮BM)を現地に設置するものとする。
- (2) 水準点は既設構造物 (橋台、ブロック等) に設置し、仮BMの位置を示すため、点の記を作成するものとする。

### 5. 縦断測量

- (1) 中心線に沿って水準測量を実施するものとする。
- (2) 中心線を横切る水路等はその水深を測定する。

# 6. 横断測量

(1) 横断測量は中心線に対して直角方向の線状にある地形について行い、その範囲は中心線から左右15mとする。高低の観測はレベルにて行う。

## 2-1-6 用地測量

- 1. 県水分岐予定箇所公図等の連続図作成
- (1) 白井市道00-108号線と千葉ニュータウン北環状線の交差点箇所を中心に、東西に200m、南北に100mの範囲の土地の登記記録を調査し、公図等の転写連続図を作成する。

# 2-1-7 測量機械器具

1. 測量器具は十分精度を有するものを使用し、使用前に十分調整されていなければならない。